

個別サポート塾 FORCE 利用規約

◆第1条 〈定義〉

1. 「当塾」とは、株式会社コアスリーが運営する「個別サポート塾 FORCE」をいいます。
2. 「本サービス」とは、当塾がお客様に提供する各種サービスをいいます。
3. 「塾生」とは、本規約にご同意の上、当塾の指定する方法でご入塾をいただき、当塾が入塾を承諾したお子様をいいます。
4. 「お客様」とは、塾生およびその保護者様をいいます。
5. 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、姓、名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、画像などにより個人を識別できる情報のことをいいます。
6. 「中途退塾」とは、お客様のご意思で退塾することをいいます。

◆第2条 〈規約の改定〉

本規約を改定する場合、当塾は、一定の周知期間を設けた後、本規約を必要に応じて改定できるものといたします。当該周知期間の経過後、改定後の規約にお客様のご同意いただいたものとみなします。

◆第3条 〈入塾手続き〉

1. お客様は、入塾のお申込みにあたり、本規約を順守し、当塾が求めるお客様の情報を虚偽なく登録するものとします。
2. お客様は、本規約に同意の上、当塾所定の入塾申込書と引落依頼申込書に必要事項をご記入・ご提出いただいた段階で、入塾のお申し込みを行ったこととします。
3. 入塾のお申し込みがあった場合、当塾がこれを承認することで、塾生となります。
4. 入塾のお申し込みの際にご登録いただきました個人情報は本規約の規定ならびに当塾の個人情報保護方針に基づき管理いたします。
5. お客様は、本規約に基づく権利及び義務の全部、または一部を第三者に譲渡したり、使用させたりしてはなりません。

◆第4条 〈契約期間について〉

1. 契約期間の始期は、入塾申込書に記載された入塾日となります。
2. 契約期間は基本的に1か月更新とし、保護者様あるいは当塾から1ヶ月前の月の末日までに申し出がない限り、1か月単位の自動継続となります。
3. 契約期間は最大で中学3年生の3月末までとします。

◆第5条 〈入塾に際する登録料について〉

入塾に際する登録料は5000円+税となります。ただし、税法の改正により消費税等の税率

が増減した場合には、改正税法施行日以降における増減後の税率により計算した登録料とする。

◆第6条 〈諸費用について〉

1. 諸費用とは、月謝・教材費（特別に必要となった場合のみ）・特別講習受講料（夏期講習、冬期講習等）をいいます。
2. 月謝と教材費は発生月の前月の25日にお支払いいただくものとします。特別講習は当塾がその都度ご案内いたします。ただし、その日が土日祝に該当する場合は、翌営業日のお支払いとなります。
3. 入塾日が月の途中である場合、初月度の個別指導にかかる月謝は、初月度の指導回数から算出させていただきます。
4. 諸費用は、年度毎に改定いたします。ただし、社会経済情勢の変動に応じて、年度の途中であっても諸費用を変更することができるものとします。
5. 中途退塾、休塾などお客様の都合による変更や退塾処分を受ける場合、諸費用は一切返金いたしません。

◆第7条 〈特別講習について〉

1. 特別講習とは、夏期講習、冬期講習、テスト対策勉強会、その他通常の授業に追加して行う授業をいいます。
2. 特別講習の受講には、別途費用が発生します。（金額につきましては、その都度ご案内いたします。）
3. 特別講習の期間中も、通常の授業は行います。

◆第8条 〈変更の届出について〉

お客様は、当塾の入塾申込書記入の項目に変更があった場合は、当塾の定める指定様式にて速やかに変更の届出をしてください。変更の届出を怠ったことによる不利益は、すべてお客様に帰属します。

◆第9条 〈遅刻・欠席について〉

1. 体調不良、学校行事、クラブ活動など、やむを得ず授業を欠席、または遅刻される場合には、必ず保護者様が欠席当日の12:00まで当塾までにご連絡ください。12:00までに連絡をいただいた場合は振替授業を行います。生徒からの連絡は保護者が予め承諾しておいていただくものとします。それによる不利益は、すべてお客様に帰属します。
2. 授業の当日の12:00を過ぎて欠席のご連絡があった場合、理由の如何を問わず、当塾は、振替授業を行わず、当日分の月謝を返金いたしません。
3. 連絡のない欠席・遅刻は、いかなる理由でも、当塾は、振替授業をいたしません。

4. 振替授業は欠席した日から 30 日以内に振替授業を受けてください。正規の時間割生徒を優先するため、希望に添えない場合があります。

◆第 10 条 〈休会について〉

1. 休会のお申し出は保護者様から休会を希望する月の前月末日までに、届出書を教室担当講師にご提出ください（例：3 月に休会をされたい場合は 2 月末までにご連絡ください）。
2. 休会期間は休会開始月より最大 6 カ月間といたします。7 か月目になると、自動的に復会となり、月謝が発生します。

◆第 11 条 〈中途退塾について〉

1. 中途退塾のお申し出は保護者様からご連絡ください。
2. 退塾を希望する月の前月の末日までに届出書をご提出ください。

◆第 12 条 〈退塾処分について〉

当塾は、お客様が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該塾生に事前に何ら通告することなく、塾生契約を解約し、塾生登録を取消し、退塾したものとします。

1. 入塾申込の際の申告事項に、虚偽の申告があり、当塾における就学継続にふさわしくないと判断した場合
2. 諸費用の納入が遅れ、滞納が 3 か月分となった場合
3. 犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当塾が塾生とすることを不相当と判断する場合

◆第 13 条 〈月謝の滞納について〉

当塾は、お客様が月謝を滞納された場合、以下の対応をします。

- ・ 1 ヶ月滞納された場合…翌月に 2 ヶ月分のお支払いとしとなります。
- ・ 2 ヶ月滞納された場合…請求書を発行します。
- ・ 3 ヶ月滞納された場合…退塾処分となります。滞納された月謝は諸手続きに従い、通知、督促いたします。

◆第 14 条 〈休校〉

1. 別途定める社内行事予定に基づき、臨時休校を行うことがあります。その際、1 カ月前までに書面にてお知らせいたします。
2. 各種警報・講師の怪我・病気などの事情で休校を行う場合があります。その場合、振替授業等を実施させていただきますが、状況により実施できない場合もございます。

◆第 15 条 〈紛失・忘れ物〉

施設内で生じた、私物の紛失について当塾は一切損害の責を負いません。忘れ物、落し物については、1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

◆第16条 〈禁止事項〉

塾生は本サービスの利用にあたり、以下の項目にあてはまる行為を禁止します。以下の項目以外でも、社会常識上及び倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止するものとし、発見した場合当塾にて合理的な措置をとらせていただきます。

1. 授業中に私語が多い等授業の妨げとなる行為
2. 講師に対し反抗的な態度や行為
3. 連絡なしの遅刻、欠席を繰り返す行為
4. 塾生心得等の諸規則を守らない行為

◆第17条 〈損害賠償〉

1. 本サービスを通じて、お客様と他のお客様、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、お客様は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当塾は一切賠償の責任を負わないものとします。
2. お客様は本サービスの利用中、またはその前後にて当塾設備、その他備品に損害（落書きや破損等）を与えた場合、当塾は該当お客様に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

◆第18条 〈個人情報〉

1. お客様からいただいた個人情報は、当塾での運営上必要な目的以外には一切使用いたしません。
2. お客様からいただいた個人情報は、入塾時から卒塾・退塾まで当塾で保管し、所定の期間を経過後、破棄させていただきます。